

要綱) 別表第3 (第6関係)

**条例第14条第2項第1号イ、ウ、エの知事が定める方法、技術および措置**  
**(環境こだわり農産物生産計画認定のための栽培方法の要件)**

事 項	内 容
1 ほ場の設定	生産ほ場は、他のほ場と明確に区分すること。
2 種子および種苗の選定	遺伝子組み換え技術により育成された品種の種子および種苗は使用しないこと。
3 栽培方法	<p>(1) 化学合成農薬および化学肥料の使用量の削減等</p> <p>ア 県が作成する営農技術指針等を参考に、化学合成農薬および化学肥料を削減するための代替技術を用いること。</p> <p>イ 化学合成農薬を使用する場合は、県が定める「農作物病害虫雑草防除基準」に準拠して使用すること。</p> <p>(2) 堆肥その他の有機質資材の適正な使用</p> <p>堆肥その他の有機質資材を使用する場合は、別表アに定める施用基準により使用すること。</p> <p>(3) 環境配慮技術(琵琶湖・周辺環境への負荷削減、生態系・景観保全)の実施</p> <p>別表イに定める「環境配慮技術」の「技術の名称」の欄に掲げる技術の内、必須として定める技術の他に、水稻は2技術以上、その他の作物については1技術以上を実施すること。</p> <p>(4) 環境と調和のとれた農業生産活動規範の実践</p> <p>別表ウに定める環境と調和のとれた農業生産活動規範を実践すること。</p>

(1) 化学合成農薬および化学肥料の使用量の基準（上限）

区分	農作物名	作型等	環境こだわり農産物の基準 (慣行の5割以下：上限)		
			化学合成農薬 (延べ使用成分数)	化学肥料 (窒素成分量kg/10a)	
食用作物	水稻		7	4	
	麦		3	6	
	大豆		5	1	
	小豆		4	1	
	そば		0	3	
	はとむぎ		3	7	
野菜	いも・根菜類	だいこん	露地春夏	6	8
			露地秋冬	7	8
			施設冬春	4	7
	かぶ類	大かぶ	露地秋冬	6	14
			こかぶ	4	10
		赤かぶ	露地秋冬	6	10
			露地	5	10
		ひのな	施設夏	6	7
			施設秋冬	4	10
	にんじん		4	12	
	さといも		4	15	
	さつまいも		2	3	
	じゃがいも		2	8	
	やまのいも		5	23	
	ごぼう		4	10	
	ヤーコン		0	13	
	葉茎菜類	はくさい	露地春夏	10	17
			露地秋冬	10	20
		キャベツ	露地春夏	6	12
			露地秋冬	9	16
		ブロッコリー	露地秋冬	7	15
			春穫り	5	12
			初夏穫り	6	10
		なばな		4	10
		みずな		4	7
		しろな		4	7
		わさびな		4	7
みぶな			4	8	
こまつな		露地春夏	5	10	
		露地秋冬	5	12	
		施設春夏	4	5	
		施設秋冬	3	5	
葉だいこん			4	6	
さんとうさい			4	6	
チンゲンサイ		春夏	4	8	
		秋冬	3	8	
ほうれんそう		露地春夏	4	8	
		露地秋冬	4	14	
		施設春夏	4	5	
		施設秋冬	3	8	
しゅんぎく		抜取り	2	5	
		初夏穫り	4	10	
		年内穫り（前作肥料影響あり）	4	7	
	年内穫り（前作肥料影響なし）	4	15		
	長期穫り（前作肥料影響あり）	6	10		
	長期穫り（前作肥料影響なし）	6	20		
レタス	結球	露地秋冬	8	10	
		施設秋冬	5	8	
	非結球	露地	8	10	
施設		4	9		

区 分	農 作 物 名	作 型 等	環境こだわり農産物の基準 (慣行の5割以下：上限)		
			化学合成農薬 (延べ使用成分数)	化学肥料 (窒素成分量kg/10a)	
野菜	葉茎菜類	ねぎ	細ねぎ・春	4	10
			細ねぎ・秋冬	3	10
			中ねぎ・冬穫り	4	12
			中ねぎ・春～秋穫り	10	12
			太ねぎ	8	16
		たまねぎ		7	13
		アスパラガス	施設	5	24
		みつば		3	9
		ルッコラ		3	7
		うど		2	8
		たらの芽	ふかし促成	3	5
		ハーブ	バジル	2	5
			ミント	2	8
		ふき		2	13
		みょうが		2	7
	よもぎ		0	25	
	にんにく		4	12	
	しそ		4	9	
	果菜類 果実的 野 菜	なす	露地	15	29
			施設長期	20	36
			施設半促成	15	29
		トマト	施設促成	22	24
			施設半促成	8	22
施設抑制			(前作肥料影響あり)	14	7
			(前作肥料影響なし)	14	11
施設夏秋			13	13	
ミニトマト		施設長期	30	16	
		施設半促成	8	10	
		施設抑制	20	8	
ピーマン			9	14	
とうがらし類(ししとう、青とう)			9	15	
きゅうり		露地	13	15	
		施設半促成	17	31	
		施設抑制	(前作肥料影響あり)	15	22
(前作肥料影響なし)			15	26	
かぼちゃ			4	8	
メロン		施設半促成	7	5	
		施設抑制	12	7	
すいか			6	10	
いちご		露地	7	11	
		施設促成	13	10	
スイートコーン		3	15		
さやいんげん		3	8		
実えんどう		4	15		
えだまめ		4	3		
うり(青うり、白うり)		6	10		
かんぴょう		4	8		
まくわうり		4	5		

区 分	農 作 物 名	作 型 等	環境こだわり農産物の基準 (慣行の5割以下：上限)	
			化学合成農薬 (延べ使用成分数)	化学肥料 (窒素成分量kg/10a)
果 樹	ぶどう	小粒系	12	6
		中粒系	12	7
		大粒系	12	3
	なし	早生	18	11
		中晩生	20	11
	もも		11	6
	うめ		5	7
	かき		10	10
	くり		8	8
	いちじく		6	7
	ベリー類		1	3
	ゆず		6	10
	さくらんぼ (おうとう)		13	6
パッションフルーツ		2	9	
工芸作物	茶		8	27
	なたね		0	7
	あおばな		0	2
	桑 (食用)		0	12
花 き	きく	輪菊	16	15
		小菊	16	10
	ばら		35	41
	ゆり		6	2
	ストック	施設	9	9
飼料作物	飼料用稲		5	3
	ソルガム		1	6
	いね科牧草		1	6
	トウモロコシ		3	6
	混播牧草 (ペレニアルライグラス、オーチャードグラス、クローバー等)		1	10

### 堆肥その他の有機質資材の施用基準

(t/10a)

作物名	種類	牛			豚			鶏			堆肥	稲わらは または 麦稈
		きゅう肥 〔堆肥化したもの〕	乾燥ふん 〔ビニールハウス乾燥〕	おがくずもみガラ堆肥	きゅう肥 〔堆肥化したもの〕	乾燥ふん 〔わら等混合物を含む〕	おがくずもみガラ堆肥	おがくず堆肥	乾燥鶏ふん			
稲	湿田	1	0.5	0.5	0.4	0.2	0.5	0.4	0.1	0.6	半量	
	乾田	1~1.5	1~1.5	1.5~2	0.5~0.8	0.3~0.4	0.5~1	0.5~0.8	0.2	1.2	全量	
	漏水田	2	1.5	2	0.8	0.4	1	0.8	0.3	1.5	全量	
	黒ボク田	1~1.5	1~1.5	1.5~2	0.8	0.3~0.4	0.5~1	0.8	0.3	1	全量	
麦・大豆	水田裏輪換畑	2~3	2	1~2	1	0.5	1~2	0.5~1	0.5	2	全量	
	輪換畑	1	1	2	1	0.3	1	0.5	0.3	2	全量	
野菜・花き	施設	1~2	—	1~3	1~2	—	1~1.5	—	—	2~3	1~1.5	
	露地	砂質土	3~5	—	3~5	1~1.5	—	1~1.5	1~2	0.2	2~3	—
		壤粘質土	3~5	—	3~5	1.5	—	2~3	1~2	0.3	2~3	—
果樹	壤質・粘質	新植園	2~3	1.5~2	3	0.3~0.5	0.5~1	2	1	0.5	3	—
		成木園	1~2	0.5~1.5	2	0.3~0.5	—	1	0.5	0.3	2	0.5~1
	砂質・礫質	新植園	3~4	2~2.5	4	0.3~0.5	1~2	3	1.5	0.5	3	—
		成木園	2~3	1.5~2	3	0.3~0.5	0.5~1	2	1	0.3	2	0.5~1
茶	新植・幼木	5	3~4	2	0.5~1	—	0.5~1	—	—	—	0.5~1	
	成木	2~3	1.5~2	5	0.5~1	0.5~1	0.3~0.5	1	0.5	—	0.5~1	
飼料作物	牧草	休草地	3~4	5~6※	—	2~3	—	—	—	0.5	—	—
		混播草地	3~4	5~6※	—	2~3	—	—	—	0.5	—	—
	トウモロコシ	3~4	5~6※	—	2~3	—	—	—	0.5	—	—	
	イタンリアンライグラス	3	5~6※	—	2	—	—	—	0.4	—	—	

注) ①原則としてそれぞれの作物において、表中の各資材について作物名毎の数値の最大値を上限とする。

②茶樹について3、4年間隔で施用する場合は倍量とする。

③飼料作物の牛乾燥ふんの欄(※)は液状ふん尿の場合の量

## 環境配慮技術（琵琶湖・周辺環境への負荷削減、生態系・景観保全）

区分	技術の名称（●は必須） ※ 必須の他に水稲は2技術以上、その他は1技術以上実施	具体的な内容	対象作物
琵琶湖・周辺環境への負荷削減技術	● 水田からの濁水の流出防止	次の①～③を全て実施する。 ① あぜ塗り、けい畔シートの利用、けい畔の補修等による漏水防止対策を行う。 ② 田植え時期前後に尻水戸、けい畔からの漏水がないことを確認する。 ③ 浅水代かき等により田植前(直播を含む)の強制落水を行わない。	水稲
	● 養液栽培における廃液の適正処理	廃液を出さないよう循環利用し、やむを得ず廃液を出す場合は、廃液を適正処理する。	野菜、花き
	○ 水田ハローの利用	水田ハローを利用して代かきを行う。	水稲
	○ 局所施肥	施肥田植機を利用して側条施肥する。	水稲
		肥料を作物の根の周辺の利用されやすい位置に集中的に施用する。	水稲以外
	○ 緩効性肥料の施用	肥料成分が溶け出す速度を調節した化学肥料を施用する。	全作物
	○ 土壌診断に基づくリン酸資材の施用	土壌診断の結果に基づき必要な量だけのリン酸資材を施用する。	全作物
	○ 露地栽培におけるマルチ栽培の実施	マルチ栽培により肥料成分の流出を防止する。	全作物
	○ 根域制限栽培	ポット等を利用した根域制限栽培により肥料成分の流出を防止する。	果樹
	● 周辺環境に配慮した農薬の使用	水稲は①～③の全て、その他の作物は③を実施する。 ① 種子消毒の廃液を適正処理する。 (※廃液の出ない種子消毒法(温湯消毒、粉衣消毒等)を実施する場合は実施したものとみなす。) ② ほ場への農薬散布後1週間程度の落水、漏水を防止する。(※農薬を使用しない場合は実施したものとみなす。) ③ 液剤を使用する場合は、薬液が残らないように調製する。やむを得ず残った場合は散布むらの調整等に利用する。 (※液剤を使用しない場合は実施したものとみなす。)	水稲
			水稲
			全作物
		○ 温湯消毒の実施	種子を温湯消毒する。
○ 飛散の少ない液剤防除の実施		液剤による本田防除を実施する。	水稲、麦、大豆
○ 農業用プラスチックの使用量の削減		次の①または②のいずれかを実施する。 ① 長期展張性フィルムを利用する。 ② 分解性マルチを利用する。	野菜、果樹、花き
生態系保全・景観形成	○ 除草剤を使用しないほ場周辺除草	草刈機による管理、グランドカバープランツの植栽等により、畦畔、ほ場に隣接する農道・排水溝の法面、およびハウス周辺(野菜、果樹、花きのハウス栽培のみ)に除草剤を使用しない。	全作物
	○ 化学合成農薬を使用しない栽培の実施(本田)	本田で化学合成農薬を使用しない栽培を行う。	全作物
	○ 水田を活用した生物生息環境の保全	次の①～③のいずれかを実施する。 ① 排水路と水田の間に魚類の移動経路を確保し遡上させる(ゆりかご水田)。 ② 田植え後の水田にフナ等の親魚を放流し、産まれた稚魚を流下させる。 ③ 生き物がすみやすくするために、水稲収穫後、排水口に止水板を設置し、ほ場の過乾燥を防ぐ(湿潤管理)。	水稲
	○ 生き物調査や子供達等との交流の場の提供	次の①または②のいずれかを実施する。 ① ほ場に生息する生き物を調査し記録を残す(こだわりほ場の1/3以上実施)。 ② 子どもたちや消費者との交流の場を提供する(1農家あたり1ほ場以上実施)。	全作物
	○ 地域の未利用資源の有効利用	地域の生ゴミ堆肥、外来魚等の未利用資源を使用する。	全作物
○ 畦畔、ほ場周辺への景観作物の植栽	畦畔、ほ場周辺へグランドカバープランツ、花などの景観作物を植栽する。	全作物	

注) 「水稲」には「飼料用稲」を含むものとする。

<b>環境と調和のとれた農業生産活動規範</b>
--------------------------

以下の全ての項目について実施する。ただし、該当しない項目がある場合は、実施しなくてもよい。

<b>1</b>	<p><b>土づくりの励行</b></p> <p>土づくりは、環境と調和のとれた農業生産活動の基盤となる技術である。また、土づくりにおける堆肥等の有機物の利用は、循環型社会の形成に資する観点からも重要である。このため、堆肥等の有機物の施用などによる土づくりを励行する。</p>
<b>2</b>	<p><b>水田からの農業濁水の流出防止（水稻栽培のみ）</b></p> <p>あぜ塗り、けい畔シートの利用、けい畔の補修等による漏水防止、浅水代かきの実施、田植え前の強制落水を行わないことなどにより、水田からの農業濁水の流出防止に努める。</p>
<b>3</b>	<p><b>適切で効果的・効率的な施肥</b></p> <p>施肥は、作物に栄養を補給するために不可欠であるが、過剰に施用された肥料成分は環境に影響を及ぼす。このため、都道府県の施肥基準や土壌診断結果等に則して肥料成分の施用量、施用方法を適切にし、効果的・効率的な施肥を行う。</p>
<b>4</b>	<p><b>効果的・効率的で適正な防除</b></p> <p>病害虫・雑草が発生しにくい栽培環境づくりに努めるとともに、発生予察情報等を活用し、被害が生じると判断される場合に、必要に応じて農薬や他の防除手段を適切に組み合わせて、効果的・効率的な防除を励行する。また、農薬の使用、保管は関係法令に基づき適正に行う。</p>
<b>5</b>	<p><b>廃棄物の適正な処理・利用</b></p> <p>循環型社会の形成に資するため、作物の生産に伴って発生する使用済みプラスチック等の廃棄物の処理は関係法令に基づき適正に行う。また、作物残さ等の有機物についても利用や適正な処理に努める。</p>
<b>6</b>	<p><b>エネルギーの節減</b></p> <p>温室効果ガスである二酸化炭素の排出抑制や資源の有効利用等に資するため、ハウスの加温、穀類の乾燥など施設・機械等の使用や導入に際して、不必要・非効率的なエネルギー消費がないよう努める。</p>
<b>7</b>	<p><b>新たな知見・情報の収集</b></p> <p>環境との調和を図るため、作物の生産に伴う環境影響などに関する新たな知見と適切な対処に必要な情報の収集に努める。</p>
<b>8</b>	<p><b>生産情報の保存</b></p> <p>生産活動の内容が確認できるよう、肥料・農薬の使用状況等の記録を保存する。</p>